

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第二十六号

#### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和二十六年広島県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第十条（略）	第十条（略） （措置症状の消退届出） 第十一条 法第二十九条の五の規定による届出は、別記様式第六号による措置入院者の症状消退届によるものとする。
第十一條・第十二條（略）	第十二條・第十三條（略）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>様式第6号</u> 削除	<u>様式第6号</u> (第11条関係)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。